



ラトビアのユーロ導入とドイツ連銀の憂鬱

龍谷大学 経済学部教授
公益財団法人国際通貨研究所 上席客員研究員
村瀬 哲司

2014年初からラトビアが欧州経済通貨同盟 18 番目の加盟国としてユーロを導入した。これはラトビア国民のみならず、ユーロの発展を願う人々にとっても慶事のはずである。しかしドイツの一部には、素直には喜べないとする声が聞かれる。

理由は、ユーロを使用する国が 18 カ国に達したことにある。今後、たとえばバルト三国で残ったリトアニアが通貨同盟に加盟することになれば加盟国は 19 カ国となり、2009年3月19日付けの欧州中央銀行決議が発動される¹。すなわち、加盟国が 18 カ国を超えると、金融政策などを決定する政策委員会において、各国中央銀行総裁の議決権が輪番制で行使されることになる。

政策委員会の議決権は 21 票に固定される。うち 6 票は欧州中銀の役員 6 人、4 票は第一グループ 5 カ国の総裁、11 票は第二グループとして残りの国々（加盟国数が 22 以上になると、さらに分割され第三グループが作られる）に割当てられ、議決権は各グループ内輪番で行使される。グループ分けは、GDP と金融資産の域内シェアの順序に従って決められ、ドイツは第一グループ入りが確実である。

輪番制になると、ドイツは 5 カ月間のうち 1 カ月は、会合で発言しても議決権を行使できなくなる。ドイツは執行役員一人を送り出しているため、その 1 票は維持するものの、ドイツ連邦銀行総裁としては空白期間が生じることになる。

さらに、通貨政策に関して基本路線が近いオーストリアやオランダ中銀総裁の非番の時期とドイツの空白期間が重なれば、ドイツ連銀を筆頭とする「タカ派」が留守の間に、地中海諸国など「ハト派」の総裁が議事の流れを決定することになりかねない。

金融危機・ソブリン危機のさなかにあって、欧州中銀とドイツあるいはドイツ連銀との間には、少なからぬ摩擦が発生し、現在も続いている。欧州中銀が、ギリシャなど危機国を事実上救済するために実施した国債の買取りに対して、ドイツ連銀は激しく反発した。2011年には、欧州中銀の次期総裁と有力視された A. ウェーバー連銀総裁が辞任、続いて欧州中銀の調査部門を担当していた J. シュタルク理事が抗議辞任した。ドイツ国内では「国債購入プログラム (OMT)」是非を巡って憲法裁判所が審議中であり、近く判断が下される見込みである。

かつて 1990 年代、マルクに代わってユーロが導入されることが決まったことを受け、ドイツ政府は「マルクのように強いユーロ」を訴え、国民の将来への不安を鎮めようと

¹ EZB Monatsbericht Juli 2009 “Rotation der Stimmrechte im EZB-RAT”

した。その時、ドイツ連銀など政策当事者は、短期間にせよドイツが共通金融政策の当事者から外れることになるとは想像していなかっただろう。それも、国に対する中銀信用供与という、ドイツ国民の最大関心事が問題になりそうな時期に。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>